

事務局規程

(目的)

第1条 公益財団法人千葉県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第46条により、事務局に関する規程を定める。

(職員)

第2条 事務局には、次の職員をおく。

- (1) 事務局長 1名
- (2) その他の職員 必要に応じて、事務局次長、主任、主事もしくは期限付主事、臨時職員、嘱託職員をおくことができる。

2 千葉県総合スポーツセンター指定管理者としての業務については、総合スポーツセンター管理事務所（以下「スポーツセンター」という。）に出向するものとし、出向職員の服務等の取扱いはスポーツセンターの諸規程による。

(職員の任免)

第3条 職員（嘱託職員を除く）の任免は、理事会の承認を経て理事長が行う。嘱託職員の任免は、専務理事が行う。

(職員の職責)

第4条 事務局長は事務局を統轄し、職員を指揮、監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局の事務を掌理する。

3 その他の職員は、事務局長の命を受け、本協会の事務を処理する。

(給与)

第5条 事務局職員の給与については理事長が別に定める。

(補則)

第6条 庶務その他事務処理上必要な規程は理事会の承認を経て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人千葉県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

（平成24年3月21日理事会議決）

2 平成31年4月1日 一部改定

3 令和7年3月11日 一部改定